つくばみらい市特定福祉用具購入Q＆A

No.	質問	回答
1	同一品目について再購入はできるのか？	原則として、同一品目の再購入にかかる給付費の支給はありません。ただし、次の場合には認められる場合もあります。 ①破損した場合 　通常の使用方法に則り、使用していた福祉用具が経年劣化で破損した場合。この場合は破損した箇所の写真などを添付していただきます。 ②被保険者の身体状況の著しい変化があった場合 　前回の購入時の要介護度よりも高くなったため購入した福祉用具では使用が困難となり、機能面で新たな福祉用具の購入が必要になる場合。この場合は介護状況や身体状況の変化を理由の欄へ記入をお願いします。
2	インターネット・通販などで購入も対象となるのか？	在宅の要介護者・要支援者が都道府県知事の指定を受けた事業者から購入した場合のみ対象となります。併せて、購入前に福祉用具専門相談員から専門的知識に基づく助言が必要となります。そのため、指定事業者からの購入でも事前に相談等をせずに購入してしまった場合は保険給付の対象となりません。
3	認定結果が出る前や、入院中でも購入は可能か？	購入は可能ですが、市への支給申請は認定結果確定後、退院後にしてください。また、認定結果未確定の場合は非該当になった場合、入院中の場合は万が一退院できずにお亡くなりになり自宅での利用実績がない場合等、全額自己負担となってしまうことも考えられます。後のトラブルを避けるためにも、利用者又は家族への十分な説明を行った上でお願いします。
4	支給申請を行ったがいつ振り込まれるのか？	国保連合会に審査を委託してからの振り込みとなるため、最短でも２ヵ月かかります。申請のタイミングによっては３ヵ月かかります。また、区分変更中などが重なるとそれ以上かかる場合もありますのでご了承ください。支払が決定しましたら通知を送ります。

つくばみらい市特定福祉用具購入Q＆A

No.	質問	回答
5	特定福祉用具の申請に必要な書類は何ですか？	申請に必要な書類は以下のとおりとなります。 （１）申請書（つくばみらい市HPからダウンロード可能） （２）特定福祉用具の購入に係る領収書（受取人が被保険者本人である領収証） （３）購入した特定福祉用具のパンフレット（用具の概要を記した書面。オーダー商品等の場合は、内訳書及び購入前と購入後の状態がわかる写真等） （４）医学的な所見がわかる書類等（※排泄予測支援機器のみ） （５）特定福祉用具販売計画の写し等（※特定福祉用具販売のうち、選択制が適用される品目のみ）。その他サービス担当者会議等の記録、ケアプランなど、貸与と購入の選択に資する適切な情報を提供されたとわかる書類の写しなど）
6	特定福祉用具（選択制）を購入した場合で、破損等が原因で修理に出している間、同等品を特定福祉用具貸与により利用することは認められますか？	原則として同一品目の購入、貸与に該当するため認められません。厚生労働省通知「令和６年度介護報酬改定の主な事項」において、貸与・販売後のモニタリングやメンテナンス等のあり方について指針が示されております。それによれば、販売後の福祉用具専門相談員の対応として、「利用者等からの要請等に応じて、福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導や修理等を行うよう努める。」とありますので、まずは福祉用具専門相談員に修理期間中の利用者に生活上の支障が生じない対応をご相談ください。それでもなお、利用者が修理中に特定福祉用具を使用できず、生活上の不利益が生じる場合には、速やかに介護給付算定相談票をご提出ください。